

銀行等がいわゆる証券仲介行為を行うことにより生じる利益相反等とその防止措置等

利益相反等	親子間の弊害防止措置（現行制度）	本体兼業に係る防止措置として考えられるもの
<p>利益相反等</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸出先企業に有価証券を発行させ、貸出資金を回収 投資資金の供与と証券取引の抱き合わせ 過度の影響力の行使 証券取引を行うことを条件とした貸出し 自己保有株式等の貸出先へのはめ込み 投資家保護等 預金とリスク商品の誤認 銀行が保有する個人情報を利用した証券取引の勧誘等 銀行等の健全性の確保等 	<ul style="list-style-type: none"> 役職員の兼職禁止（法 32） 非公開情報の授受の禁止（令 12） 有価証券に係る手取金が親法人等・子法人等の借入金の返済に充てられることを知りながら売却する場合の開示義務（令 12） 引受人となった後 6 月以内において親法人等・子法人等が顧客に当該有価証券の買入代金につき信用の供与をしていることを知りながら、当該顧客に有価証券を売却することの禁止（令 12）等 証券会社との間の証券取引を条件として親法人等・子法人等が信用を供与していることを知りながら、当該顧客と証券取引を行うことの禁止（法 45） 共同店舗の誤認防止等（令 10、令 12） * 個人情報の取扱い 	<ul style="list-style-type: none"> 貸出部門と証券仲介業部門の人的・組織的分離 部門間の非公開情報の授受の禁止 有価証券の手取金が借入金の返済に充てられる場合の開示義務 等 子法人等である証券会社が有価証券の引受人となった後 6 月以内において当該有価証券の買入代金につき信用の供与をしながら、当該有価証券の媒介等を行うことの禁止 等 子法人等である証券会社との証券取引を行うことを顧客に対する信用供与の条件として当該顧客との間で証券取引行為を行うことの禁止 * 業務範囲は媒介等に限定 窓口の区別等の誤認防止措置等 * 個人情報の取扱い * 業務範囲は媒介等に限定

（注 1）銀行が証券仲介業を営むことにより生じる利益相反等は、前回までの審議会における指摘事項等をまとめたもの。

（注 2）法、令は、それぞれ「証券取引法」、「証券会社の行為規制等に関する命令」の略

証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）

第六十六条の十三 証券仲介業者又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 証券仲介業に関連し、次に掲げるいずれかの行為を行うこと。

イ～ハ （略）

二 証券仲介業以外の業務を営む場合には当該業務により知り得た有価証券の発行者に関する情報（有価証券の発行者の運営、業務又は財産に関する公表されていない情報であつて証券仲介業に係る顧客の投資判断に影響を及ぼすものに限る。）を利用して勧誘する行為

ホ 金銭を貸し付けることを条件として勧誘する行為

二・三 （略）